

長野県防災会議

長野県地域防災計画 平成25年度修正の概要について

平成26年2月17日
長野県危機管理部

県地域防災計画について

都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

（災害対策基本法第40条）

県地域防災計画について

- ① 風水害対策編（349頁）
- ② 震災対策編（227頁）
- ③ 火山災害対策編（176頁）
- ④ 原子力災害対策編（19頁）
- ⑤ その他災害対策編（110頁）

（雪害／航空災害／道路災害／鉄道災害／危険物等災害／大規模な火事災害／林野火災）

県地域防災計画について

長野県地域防災計画修正の経過

昭和38年3月22日作成

- その後毎年検討を加え、
修正を行っている。
今回が48回目の修正となる。

県地域防災計画について

平成25年度修正について

- 1 災害対策基本法改正内容等の
反映
- 2 特別警報運用開始に伴う
体制強化の反映
- 3 本県独自の防災体制整備の
反映

平成25年度の主な修正について

1 災害対策基本法改正内容等の反映

- (1) 県民等の円滑かつ安全な避難の確保
- (2) 被災者保護対策の改善
- (3) 平素からの防災への取組の強化

平成25年度の主な修正について

(1) 県民等の円滑かつ安全な避難の確保

- ア 指定緊急避難場所の指定による緊急時における県民等の安全の確保
- イ 気象台、県等による市町村に対する避難指示・勧告の対象地域、判断時期等の助言

平成25年度の主な修正について

(1) 県民等の円滑かつ安全な避難の確保

**ウ 屋外避難が危険を伴う場合における
屋内での待避等の安全確保措置指示の
実施**

**エ 避難行動要支援者名簿の作成・活用
による高齢者、障がい者等の避難行動
要支援者の適切な避難誘導、安否確認
の実施体制の整備**

平成25年度の主な修正について

【以下、災害対策基本法改正事項の反映】

(1)ア 指定緊急避難場所関係（第49条の4～6等）

改正前の災害対策基本法では、避難場所又は避難所の指定等に関して、特段の規定が設けられているところではなく、津波や水害等の際、住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果、かえって危険が生じた事例があったことなどを踏まえ、安全面の観点から、それぞれの異常な現象の種類ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所を指定し、これを住民等に周知することにより、より円滑かつ安全な避難を促進するもの。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、地域の状況等を勘案し、一定の基準を満たす施設又は場所を指定することとなる。

平成25年度の主な修正について

(1)イ 避難指示等に係る助言関係(第61条の2)

災害対応の経験に乏しいこと等により、市町村長が避難指示等の発令のタイミングを逃したり、その発令に躊躇したりする事態が生じていることを踏まえ、専門的な知見等を有する国・都道府県から市町村への助言に関する規定を整備し、市町村長の適時適切な避難指示等の発令を支援するもの。

平成25年度の主な修正について

(1)ウ 屋内での待避等の安全確保措置の指示関係 (第60条)

既に河川が氾濫している場合など、避難場所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合があることから、従来の「避難のための立退き」に加え、新たに、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動である「屋内での待避等の安全確保措置」を法律上位置づけたもの。

平成25年度の主な修正について

(1)エ 避難行動要支援者名簿関係(第49条の10～13)

高齢者や障がい者等の「要配慮者」を災害から保護するため、市町村長が避難について特に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を創設。

この際、こうした名簿の作成・利用に際しては、各市町村の個人情報保護条例の規定に抵触する場合もあることから、全ての市町村において必要な個人情報の利用が可能となるよう法律に明確な根拠を設けることとしたもの。

平成25年度の主な修正について

(2) 被災者保護対策の改善

- ア 指定避難所の指定による被災者が一定期間滞在する避難所の環境整備
- イ 避難所に避難できない被災者への物資配布、情報伝達による環境整備

平成25年度の主な修正について

(2) 被災者保護対策の改善

- ウ 罹災証明書の交付による被害の程度に応じた適切な支援の実施
- エ 被災者台帳の作成による被災者支援の総合的・効率的な実施

平成25年度の主な修正について

(2)ア 指定避難所関係(第49条の7~9等)

災害発生時に、被災者の避難及び救援を円滑に実施するためには、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておき、住民等に広く周知しておくことが有効である。また、指定により救援物資等の送付先となる避難所を事前に把握しておくことにより、国等によるプッシュ型の物資輸送の的確かつ迅速な実施や、広域避難が必要な事態の円滑な被災住民の受入れの協議が可能となる。

このことから地域の状況等を勘案し、一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定するもの。

平成25年度の主な修正について

(2)イ 避難所等における配慮関係 (第86条の6、第86条の7)

東日本大震災において、避難者の避難生活が長期化するにつれ、心身の健康を損なうなどの課題があったことを踏まえ、避難所における生活環境の整備について努力義務を定めるもの。

また、避難所以外の場所での生活を余儀なくされた被災者に対しても、避難所に滞在する被災者と同様の支援が受けられるよう、必要な配慮を行うことについて努力義務を定めるもの。

平成25年度の主な修正について

(2)ウ 罹災証明書関係(第90条の2)

被災者生活再建支援金の支給をはじめとする支援措置の申請に活用される罹災証明書について、東日本大震災では交付までに数カ月を要した市町村もあったことを踏まえ、災害発生後、罹災証明書が遅滞なく被災者に交付されるよう法律に明確な根拠を設けるとともに、住家の被害調査等に必要な体制整備に関する市町村の責務を規定した。

市町村長は、災害による被害の程度に応じた適切な支援の実施を図るため、被災者から申請があった場合、遅滞なく罹災証明を交付しなければならない。

平成25年度の主な修正について

(2)エ 被災者台帳関係(第90条の3、第90条の4)

被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成制度を創設。この際、こうした台帳の作成・利用に際しては、各市町村の個人情報保護条例の規定に抵触する場合もあることから、市町村において必要な個人情報の利用が可能となるよう法律に明確な根拠を設けるもの。

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成することができる。

平成25年度の主な修正について

(3) 平素からの防災への取組の強化

- ア 災害応急対策等に係る業務を行う企業と地方公共団体との協定締結を促進
- イ 地区防災計画の作成、住民・事業者による共同防災訓練の実施等、地区内の防災活動の推進

平成25年度の主な修正について

(3)ア 物資供給事業者等との協定等関係（第49条の3）

大規模広域な被害が生じた東日本大震災では、行政に加えて、民間の事業者や、ボランティア等が大きな役割を果たしたことを踏まえ、行政のみならず、民間事業者の持つノウハウや流通備蓄等を活用することにより、官民一体となった災害対策を推進する必要があるため、民間事業者との協力に関する協定の締結等を、災害予防責任者（地方公共団体等）の努力義務として制度化することとしたもの。

平成25年度の主な修正について

(3)イ 地区防災計画関係(第42条第3項・第42条の2)

自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市町村内の地区居住者等から提案があった場合等に、市町村地域防災計画に、地区防災計画を定めることができるものとしたもの。

平成25年度の主な修正について

2 特別警報運用開始に伴う体制強化 の反映

- (1) 市町村、住民への確実な連絡体制の確保
- (2) 本庁及び現地機関における活動体制の強化

平成25年度の主な修正について

(1) 市町村、住民への確実な連絡体制の確保

気象業務法において、特別警報発表の通知を受けた県は、直ちに市町村に通知しなければならない。また市町村は、直ちに住民等に周知する措置をとらなければならない。とされている。

確実な連絡を行うため、気象台から県に情報が入った場合は、市町村に対し防災行政無線FAXによる情報提供に加えて、地方事務所を經由して該当市町村に電話連絡を行うこととした。

平成25年度の主な修正について

(2) 本庁及び現地機関における 活動体制の強化

特別警報を発表した場合、発表の判断を行った場合等の情報が気象台より提供された場合には、県庁は「非常体制」として、181名が勤務する体制をとることとした。

また地方事務所等においても、特別警報発表時等には、情報収集、または災害応急対応が可能な職員配備体制をとることとしている。

平成25年度の主な修正について

3 本県独自の防災体制整備の反映

- (1) 浅間山火山防災協議会への移行に伴う活動組織見直し
- (2) 国の原子力災害対策指針改正を踏まえた修正
- (3) 本庁組織改正（H26.4）を踏まえた各部の事務分掌見直し

平成25年度の主な修正について

(1) 浅間山火山防災協議会への移行に伴う活動組織見直し

「浅間山火山防災対策連絡会議」を国の防災基本計画に基づく火山防災協議会として位置づけた。

その際、下記項目を加えている。

- ① 火山防災協議会が、市町村長に対して「避難対象地域」を助言する役割を担うこと。
- ② 避難時期・避難対象地域の技術的な検討を行う「コアグループ会議」の設置
- ③ 「コアグループ会議」への火山専門家の参画

平成25年度の主な修正について

(2) 国の原子力災害対策指針改正 を踏まえた修正

国の原子力災害対策指針 (H24.10.31策定) の改正
(H25.9) を踏まえた修正

- ① 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域 (原子力事業所から概ね30km圏) の定義を、原子力災害対策指針の定義に修正
- ② 屋内退避及び避難等に関する指標を「原子力施設等の防災対策について (原子力安全委員会策定)」の指標から「原子力災害対策指針 (原子力規制委員会策定)」で定める指標に修正

平成25年度の主な修正について

(3) 本庁組織改正 (H26.4) を 踏まえた各部の事務分掌見直し

平成26年4月予定の県庁組織改正を踏まえた庁内各部の
災害対応における事務分掌を見直し